

## 安全保障貿易輸出管理についての注意点

経営管理部 井上 悟史

### 1. 安全保障貿易輸出管理の概要

武器や、軍事転用可能な貨物や技術が、国際社会の安全を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐために行われる輸出規制を「安全保障貿易輸出管理」という。現在、国際間の「枠組み（レジーム・表1参照）」をもとに締約国および参加国による国際協調体制により輸出管理が行われている。

表1 国際輸出管理レジーム

条約名	略称	規制対象	締約国数
核兵器不拡散条約	NPT	核兵器関連	191ヶ国・地域
生物兵器禁止条約	BWC	生物兵器関連	185ヶ国・地域
化学兵器禁止条約	CWC	化学兵器関連	193ヶ国・地域

レジーム名	略称	規制対象	参加国数
原子力供給国グループ	NSG	核兵器	48ヶ国
オーストラリアグループ	AG	生物化学兵器	43ヶ国
ミサイル技術管理レジーム	MTCR	ミサイル関連技術	35ヶ国
ワッセナーアレンジメント	WA	通常兵器	42ヶ国

実際の規制は各国ごとの法規制によって行われ、我が国では、上記レジームに準拠した「外国為替及び外国貿易法」を根拠法として、「政令」「省令」「通達」等により規制内容が定められている。具体的には「輸出管理令別表第一」のリストにより対象品目および対象品目のスペックが定められており、リストに「該当」または「非該当」の判定を行う。主な規制の種類は、以下の通りである。

- ① リスト規制 該当の場合、原則として個別に経済産業省に輸出許可の申請を行う
- ② キャッチオール規制 ①に非該当の場合であって、用途や最終需要者に懸念がある場合
- ③ 包括許可制度 上記レジームに参加する国への輸出については包括許可を使用可能

無許可輸出やスペックを偽る等の違反行為があった場合には厳しい制裁処置が定められており、刑事罰は最大10年の懲役・最大10億円（法人の場合・個人は3000万円）の罰金、行政罰は最大3年間の輸出停止となっている。

### 2. 当社と安全保障貿易輸出管理の関わり

1980年代に共産圏への輸出規制を目的としたCOCOM規制がソ連崩壊とともに役割を終え、対象を国際社会の安全を脅かす国家やテロリスト等に拡大したオーストラリアグループ（略称AG・表1参照）会合で、化学兵器・生物兵器製造に転用可能な「ポンプ」・「弁」・「スクラバ」とその部品が規制対象貨物として掲げられた。「生物兵器」や「化学兵器」は、核兵器と並んで「大量破壊兵器」に分類さ

---

れ、その製造に転用できる貨物や技術は強い規制を受けることとなる。1991年に外国為替及び外国貿易法が全面改正され、従来規制対象外であった「フッ素樹脂マグネットポンプ」が新たに規制されることとなった。当社は2006年に経済産業省へ「コンプライアンスプログラム（CP）」を届け出、受理され、現在の輸出管理体制を構築した。本稿執筆現在の最新法令によると、GTA形シリーズポンプのうち、二重シールを使用したものについても規制対象である（図1参照）。

当社の輸出管理体制の基幹は、以下の通りである。

- ・社長を輸出管理最高責任者と定め、該当貨物・技術の輸出に際しては決済が必要となる。
- ・海外に輸出される貨物・技術は該当・非該当に関わらず全て「輸出稟議システム」に諮る。
- ・設計課長により製品の該非判定を行い、該非判定書を発行し、輸出者に提供する。
- ・CPに基づいた自主管理を行うことでレジーム参加国への輸出には包括許可制度を利用する。

### 3. 安全保障貿易輸出管理の注意点

現状の輸出管理体制となってから、経済産業省による法令遵守立入調査が2010年および2016年に実施され、社員各位の日々のご協力の成果として大きな指摘事項はなかった。引き続き「輸出稟議システム」を下記に留意して確実に運用することが、最も有効である。

- ・輸出稟議システムで求められる情報入力・書類の添付を正確かつ遅滞なく行う。
- ・海外出張時の技術データ持参、海外居住者への技術データ提供についても輸出稟議を行う。
- ・輸出稟議の内容（需要者や用途等）に不審な点があれば、輸出管理事務局に相談する。

当社に関連する違反事例として、2011年には、顧客により当社製該当ポンプの無許可輸出事が発生し、当社も警察外事課の事情聴取およびマスコミの取材を受けた。しかしながら、輸出稟議システムを運用していたことにより、適切な手続きを踏んでいたことを明確なエビデンスで説明できたため、当社は一切責任を問われることはなかった（違反した顧客は罰金刑となり全国紙で報道された）。なお、近年、経済安全保障の重要性が叫ばれ、半導体をはじめとする基幹産業とサプライチェーンを海外情勢の変化に関わらず維持することがさらに重要課題となっている。同じ国際輸出管理レジーム内の欧米・韓国については包括許可により比較的輸出許可を得やすいが、海外情勢の変化により国家間の関係性も大きく左右される。実際に2019年には韓国軍艦による自衛隊哨戒機へのレーダー照射に端を発し、一時的ではあるが韓国が同じレジーム内のいわゆる「ホワイト国」から除外される事象もあった（現在は「グループA国」という名称で復帰）。また、海外での製造など、海外展開を視野に入れた活動に際しては、輸出管理制度との整合を必ず確認する必要がある。海外製造に関しては、現在インドで一部のポンプの該当部品を製造委託しているが、技術の提供にあたり経済産業省の許可を得るまで6ヶ月以上を要しており、製造された部品は全数日本での引き取りが許可条件である。また、製品本体は非該当品であっても、該当品とパーツを共用の場合、共用する該当パーツ単体での輸出時には輸出許可が必要となる。

日本の輸出管理法制の規制を受けることは大前提として、海外の輸出管理規制も念頭に置く必要がある。米国は独自の輸出管理法制での規制をおこなっているが、米国原産品については自国外からの輸出についても規制をかけることとなっている。当社扱い製品の中ではTRF・SRF・VRF型ポンプが該当し、顧客が輸出する際には該非判定書に添えて文書で注意を喚起している（図1参照）。中国やインドなど経済的・軍事的影響力を増す国々に関しても独自の規制を他国にも課す恐れがあり、確実な規制情報を得ることが困難であることと併せて注意が必要である。

## 該当ポンプ



※ダブルメカシールの GTA シリーズは該当となる。

## 非該当ポンプ



## 米国原産ポンプ(日本からの再輸出に際し米国輸出管理法の適用に要注意)



- ・送風機については非該当（注.オールチタン製の送風機を輸出する場合には該当となる）
  - ・排ガス処理装置については非該当（注.付属するポンプ・弁等については該当のケースあり）
- ※該非は、本稿執筆現在の法律等による

図1 TEXEL 製品の該当・非該当区分